

令和7年3月17日

令和7年第3回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年3月17日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 小林 増次	2番 片山 剛	3番 松宮 榮昭
4番 隅 ふじ江	6番 小川 栄太郎	7番 上尾 家隆
8番 藤本 哲	9番 中尾 正浩	10番 黒崎 友美
11番 塚田 由美子	12番 原田 孝親	13番 林 聖文
14番 藤村 浩司	15番 刀祢明 薫	16番 森川 稔己
17番 清弘 進	18番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

5番 藤中 京子

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	由宇支所 河村 弘志
周東支所 木村 茂康	周東支所 沖田 史典
錦支所 藤高 朝代	事務局 飴屋 陽子
事務局 木村 吉秀	

5 会長は、午前10時、委員総数17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

4番 隅 ふじ江 7番 上尾 家隆

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 農用地利用集積計画について
議案第10号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」について

報告事項

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
報告第5号 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、4番隅ふじ江委員と7番上尾家隆委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

早速議事に移ります。「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、899㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、川下出張所から南西に約714mに位置する農地です。

譲渡人は、相続で取得したものの女手では耕作できないと思っていたところ規模拡大を考えていた譲受人から申し出を受け、贈与することになったということです。申請地には、大根、玉ねぎ、その他自家消費用の作物を作付けし、将来的には出荷も検討しているそうです。

2月17日に事務局職員と現地調査を行いました。調査項目すべてに問題はなく3条申請は適当と思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,783㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは説明いたします。

この申請地は、玖珂欽明路駅より北東に約2kmのところにあります。

譲受人は、譲渡人より譲渡したいとの話があり長年利用権設定をし、耕作をしている土地でございます。これからの耕作をしていくことにされ、話に応じられました。譲渡人は、高齢により耕作ができないため管理も難しくなってきたおとこのことです。遠方に住んでいるご子息も管理している方に譲りなさいとのことで話がまとまりました。隣接地は自分の土地で周辺農地には影響を及ぼすことはありません。現在、農機具等は全機種揃っており、3条許可相当と思います。

2月21日に現地調査に行っております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、285㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

追加説明をいたします。

申請地は通津出張所より北西へ約752mに行ったところにあります。先月になりますが事務局職員と調査項目に従って調査を行いました。

譲渡人は、譲受人より当該申請地を取得したいとの強い要望がありまして自分が農業を営む上で大きな影響がないと判断したため、この申し出に応じることとしたわけでありますが、譲受人はこの度申請地の隣地に住居を構える予定であり、住居完成後の利便性及び営農する上での効率性からも当該申請地は有益であると考え、今回の申請に至ったものであります。

調査項目に従って調査したわけでありますが、私は、3条許可は相当であると思います。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

4番、5番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番、5番について、事務局より議案説明してください。

事務局

4番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、339㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

5番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田及び畑。現況、畑。面積は、159㎡ほか2筆、合計771㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第11番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、平田出張所より北へ600mに位置している農地です。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが現在農業を行っておらず、管理が難しく手放したいと考えていました。譲受人は、知人に小規模な農地を借りて耕作を行っていましたが、それも終了することとなり新たな農地を取得し農業を行いたいと考えていたところ当該申請地の売買の話があり取得に至りました。自家消費用の作物を栽培するとのことで、しっかりと管理されておりました。

2月26日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。農地法第3条による許可申請は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

引き続き6-5の申請地の追加説明をいたします。申請地は平田出張所から北東へ800mの場所に位置している農地です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが現在農業を行っておらず、管理が難しいとのことで手放したいと考えておりました。譲受人は今まで知人の農地で小規模な農業を行っていましたが、この度自身で購入し農業をしたいと考え、当該申請地の購入の検討に至りました。家の前の畑では自家用消費野菜を栽培し、家の裏の畑には柿・梅などの果樹がすでに植えられており、これからもブルーベリーやイチジクなどを植えられるそうです。

2月26日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。農地法第3条による許可申請は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番・5番を許可することを決定します。
次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、332㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。

申請地は、灘支所から北、直線距離で約2kmに位置しております。譲受人は隣地耕作しているが、隣接地が耕作されておらず荒廃化を防ぐため自発的に維持管理耕作をしてきました。今回遠方に居住する譲渡人と話がまとまり申請に至ったものです。この土地は譲渡人が相続で取得したが、遠方に居住のため耕作されておりませんでした。なお譲渡人と譲受人は親族関係です。

2月21日に事務局と現地確認いたしました。当地は畑地並みにきれいに管理されておりました。その他、給排水は平田バイパス開通の際の再工事でも完備され、その他チェック項目に従って確認いたしましたがいずれも問題なく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。
次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに、田。面積は、1,036㎡ほか2筆、合計1,912㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明いたします。

申請地は総合センター日向より北東へ420mと894mのところに位置しております。

譲渡人は、両者とも相続により取得したが、耕作することができないので贈与することにしたということです。譲受人は、■■■■と■■■■の方は4年ほど前から作業受託していたので規模拡大するために引き続き耕作していくということです。申請地に隣接している■■■■と■■■■は譲受人が借入地として耕作しております。■■■■の方はわずかな面積ですが所有地に隣接しているので1枚にして耕作するという事です。

2月28日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしましたが問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、41㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明いたします。

申請地は、玖珂支所奏でより北東へ493mのところの位置しております。譲渡人は、遠方に住んでおり耕作できないので、譲り渡すことになったということです。譲受人は平成元年から家庭菜園として使用させてもらっていたもので、この度譲り受けることになったということです。

2月28日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしましたが問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、79㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

ここで、遺留分侵害額請求権についてご説明します。遺留分とは、一定の相続人について、被相続人の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことで、被相続人の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。被相続人が財産を遺留分権利者以外に贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者は、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。これを遺留分侵害額の請求といいます。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは説明します。

今説明にありました申請につきまして2月13日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。申請地は、周東総合支所から南に約1kmに位置します。譲受人は現在50代、会社員で隣町に住んでおられる。約2.5kmのところに住居しておられます。勤める会社は申請地から約1kmのところでは、通作にはそこから10分程度。申請の面積を自家用野菜の栽培として新規就農の予定です。草刈り機と自家用自動車を所有しております。周辺農地への影響はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

続いて、「議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。

面積は、905㎡のうち、526㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは説明をいたします。

申請地は由宇総合支所より約1.8kmの場所に位置する農振農用地で農振除外手続き中の第2種農地です。

申請人は、現在アパートに住んでおり、借り換えを検討していたところ申請地に隣接する土地に母と弟が住んでおり同居するには狭く弟と協力して親の生活支援をしたいという思いから母の家に隣接する本申請地に自己用住宅を建てたいと考えました。

3月10日、事務局支所担当者とともに調査項目に従い現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく4条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござひますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、農用地区域除外後施行の案件ですので山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に「議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,271㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、農振農用地内の都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは説明をいたします。

申請地は、由宇総合支所より南東へ約380mの場所に位置する第3種農地です。

譲渡人は、広島市に住んでおられて、農地の維持管理が困難なため譲受人から転用の申し出を受け、売却するものとしたものです。一方、譲受人は、太陽光発電設置等も行っている業者であり太陽光発電設備の設置場所を探していたところ申請地は太陽光設備にふさわしいと判断をし、今回譲渡人との売買が成立する運びとなりました。

3月10日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い現地調査を行い周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござひますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

権利の種類は、令和8年6月30日までに原状回復する、賃借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、田。現況、田。

面積は、1,229 m²のうち、1,043.22 m²ほか5筆 合計3,457 m²のうち、2,598.31 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、山陽新幹線単柱橋脚耐震補強工事に伴う進入路、作業ヤード、資機材置場の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 1 3 番

場所は周東総合支所より西へ約2.4kmの場所になります。令和6年第12回総会議案45号5条申請で承認をいただいた案件と同時に提出された、もう一か所の場所になります。書類の一部の不備があり今回にまわりました。その時にも申し上げましたが一時転用の申請でございます。山陽新幹線耐震補強工事に伴う進入路及び資機材置場等です。

支所担当と現地調査をし何ら問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第9号 農用地利用集積計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、説明します。資料の方はまず、利用集積計画地区別集計表と書いてある横で一枚紙になっている資料の方をご説明します。まず表の見方について、少し説明させていただきます。

利用権設定各筆明細についてですが、地区別に番号を付しており、1番岩国地区から、8番美和地区までに分けております。また、それぞれ枝番を付しており、例えば、岩国地区は1-1から1-64まで、64件の明細が掲載されています。各地区の後に、中間管理機構関係分も掲載しております。なお、各筆明細のほかに、地区別集計表も配付しておりますので、合わせてご覧ください。

それでは、地区ごとに説明させていただきます。1番岩国地区。合計件数64件。合計筆数118筆うち田112筆、畑が6筆。合計面積147,714 m²。作付けされる主なものは、レンコンと水稲となっています。

2番由宇地区。合計件数25件。合計筆数52筆うち田、52筆。合計面積59,633 m²。作付けされる主なものは、水稲、レンコンとなっています。

3番玖珂地区。合計件数12件。合計筆数18筆うち田18筆。合計面積32,615 m²。作付けされるものは、水稲となっています。

4番本郷地区。合計件数14件。合計筆数20筆うち田20筆。合計面積

29,980 m²。作付けされるものは、水稲となっています。

5番周東地区。合計件数117件。合計筆数229筆うち田226筆、畑が3筆。合計面積365,236 m²。作付けされる主なものは、水稲で、そのほか自然薯が13筆などとなっています。

6番錦地区。合計件数24件。合計筆数39筆うち田38筆、畑が1筆。合計面積46,300 m²。作付けされるものは、水稲、野菜などとなっています。

7番美川地区 は該当がありません。

8番美和地区。合計件数77件。合計筆数140筆うち田128筆、畑が12筆。合計面積160,358 m²。作付けされるものは、水稲、果樹となっています。

全域を合計しますと、合計件数333件。合計筆数616筆うち田594筆畑が22筆。合計面積841,836 m²となっています。

契約期間別に集計しますと、3年未満が36件、3年以上6年未満が204件、6年以上10年未満が2件、10年以上が81件、合計333件となっております。

権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定が209筆。賃貸借による権利の設定124件となっており、使用貸借が多くなっております。

更新と新規の別で集計しますと、更新の筆数423筆、新規の筆数193筆となっており、更新が多くなっております。

地目別の筆数で集計しますと、田594筆、畑22筆となっており、ほとんどが田となっています。

作物別では、面積が大きい順に、水稲、蓮根、野菜、となっています。

次に、中間管理機構関係分について説明させていただきます。中間管理機構関係分は合計件数16件。合計筆数39筆うち田が39筆。合計面積58,897 m²。作付けされるものは、水稲、蓮根となっています。なお、中間管理機構分につきましては、配分先予定者を備考欄に記載しておりますが、本来なら、この総会で中間管理機構への利用権設定についてご承認いただき、その後、県において促進計画が決定されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先との設定を承認いただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご理解ください。

以上、各筆明細と集計の説明とさせていただきます。

ただいま説明しました、すべての案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定いただいた後、農林振興課において令和7年3月31日に公告します。

各筆明細にあります利用権については、この公告をもって、効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知をします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

資料の方ですね先般送付しています厚いのがあると思いますがそちらと照らし合わせていただきまして何かご意見等ございましたらお願いします。なお今拝見してみても譲受人は、間違いなく今現生存されている方でございますけれども譲渡人の方が相続等で名義が変わってない方の名前が記載されているところもございますので、相続の法律も変わっておりますので委員の方でお気づきのところがありましたらそれぞれにあたっていただけたらと思います。黒崎さんどういう風が変わったのでしたかね。

第 1 0 番

知ってから、3年でしたっけ、3年以内には相続登記をしないといけない。

議 長

ということです。あれは罰則もあったよね。

第 1 0 番

あります。

議 長

何かご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について、適当と認めることを決定します。

続いて、「議案第10号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を上程します。事務局より、議案説明してください。

事 務 局

議案第10号令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。本日お配りしております。2枚紙の議案第10号の方をご覧ください。国の通知により、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定することとなっています。

1番農業委員会の状況。令和7年4月1日の状況については、記載のとおりです。推進委員については、確定ではないので、定数と担当区域数のみ記載しております。2番の農家、農地等の概要。こちらの方は2020年農林業センサスに基づいて記載しております。認定農業者等の経営体数については、市の農林振興課が集計中のため、前年度の数値を記載しております。耕地面積は、2,530ha。これは、直近の耕地および作付面積統計に基づいています。

つぎのページ、2番最適化活動の目標になりますが、こちら一番現状及び課題、2番の目標についても農林振興課の方で面積等集計中でありまして、また集計が終わり次第、こちらの方の数値も入れて、皆様の方にお示しができたらと思っております。

(2)遊休農地の解消についてですが、1番の現状及び課題は、令和6年度の利用状況調査により判明したのは、1号遊休農地面積が48ha、そのうち緑区分は33ha、黄色区分は15haです。2番の目標、ア既存遊休農地の解消、こちらの方は昨年と同じ数値になっております。これは、令和3年度の遊休農地で判明した緑と黄色区分の遊休農地を、令和4年度から8年度の5年間で解消を図るという目標の数値となっております。イの新規発生遊休農地の解消は、

令和6年度の調査で発生した緑区分の農地面積6haを記載しております。

次のページの3番新規参入の促進についてですが、こちらも農林振興課の方で集計中なので空欄にしております。2番の目標値は、9.6haとなっております。令和2年度から4年度の権利移動実績の平均の1割を目標としております。その下、2番最適化活動の活動目標については推進委員が最適化活動を行う目標日数を令和6年度と同様に、月に6日としております。2番活動強化月間の設定目標は、記載のとおりです。3番の新規参入相談会への参加目標は、1回としております。令和7年度の開催は、今のところ未定と聞いておりますが、相談案件ごとに、随時対応して行けたらと思っております。

目標については、ご承認をいただいた後、令和7年4月末までに山口県等へ通知し、市のホームページでも公表する流れとなっております。

数値につきましては、まだ、固まっていないものがありますので、最終的な数値は、再度お示しさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

異議がありませんので、議案第10号は承認することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑面積は、832㎡他1筆、合計896㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、賃貸用長屋住宅の建築です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありました。添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。

面積は、172㎡ほか1筆、合計535㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、宅地造成及び分譲です。農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありました。添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、1,783 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。ほか6件、合計7件の通知がありました。

議長 報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局 この報告は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用集積等促進計画の許可申請がなされ、県において認可された旨の通知があったことから、報告するものです。

1番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、742 m²ほか1筆、合計2,367 m²です。

権利の種類は、賃借権の設定です。権利の設定を受ける者は記載のとおり。利用目的は農業施設用地で、契約期間は、5年1か月です。

ほか1件、合計2件について通知がありました。

議長 報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。
以上で、農地法関係の報告事項を終わります。
そのほか、伝達事項がありますか。

事務局 ・委員互助会会計の決算について
・引続き開催される代表者会議について

議長 そのほか委員の方から、伝達事項とかありませんか。

どうもお疲れさまです。このメンバーでの総会につきましては今回で最後となります。今回をもちましてご勇退される委員の皆様におかれましては、長年に渡りまして岩国市農業委員会にご尽力いただきまして本当にありがとうございます。これからもですね、退任されたあとも地域のリーダーとしてそれぞれの地域で活躍を祈っております。なお、農業会議からのお願いがございましたけども、地域リーダーとしてご活躍するにあたり農政の情報を常に把握しておく点でも今の全国農業新聞の購読をお願いしたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。どうも最後までお疲れさまでした。

次回定例総会は、4月16日(水)午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。また、同日午後1時より岩国市地方卸売市場 大会議室で農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式及び研修会を開催しますので、引き続き出席方、よろしくお願ひします。

最後に局長の方から話があります。

事務局

(局長挨拶)

これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年4月16日水曜日午前10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時53分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅川仁樹

署名委員 陽 子 〇三

署名委員 上 尾 家 隆

